

# 園則（運営規程）

学校法人 明和学園  
認定こども園 管内幼稚園

(施設の名称及び所在地)

第1条 本園の種類、名称、所在地及び管理者、開設年月日は次のとおりである。

- (1) 種類 幼稚園型認定こども園
- (2) 名称 認定こども園 菅内幼稚園
- (3) 所在地 山口県山口市大内御堀3654-6
- (4) 管理者 園長 阿野 圭太郎
- (5) 開設年月日 昭和59年4月1日(幼稚園)、令和6年4月1日(幼稚園型認定こども園)

(施設の目的)

第2条 学校法人明和学園が設置する認定こども園 菅内幼稚園(以下「本園」とする)は、幼稚園型認定こども園として、3歳未満児の保育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行う。そして、子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第3条 利用園児の最善の利益を考慮し、積極的に増進することに最もふさわしい学びの場、生活の場を提供するよう努める。(以下、園の教育理念・教育方針を記載する。)

2 教育理念

様々な体験を通して、豊かな感性と創造力をみがき、生きる力の基礎を育む

3 教育方針

- ・常に子どもたちに寄り添った保育をしていきます。
- ・幼児一人一人の特性(その子らしさ)や発達段階および知的探求心を大切に、さらに伸ばしていきます。
- ・子どもたちの「あそび」から生まれる「まなび」を大切にします。
- ・たしかな教育・保育を提供します。
- ・豊かな自然に囲まれた環境の中で、四季折々のあそびを通して、豊かな感性と創造力をもった子どもを育てます。
- ・小学校の教育課程を見据え、幼・小接続を意識した教育をしていきます。
- ・相手の気持ちがわかる思いやりをもった子どもを育てます。
- ・みんなと仲良くあそび、まなぶ子どもを育てます。

(入園資格)

第4条 本園に入園することができる者は満3歳から小学校就学の始期に達するまでの子ども及び満3歳未満の保育を必要とする子どもとする。

(保育年限、定員、学級編成)

第5条 本園の保育年限、定員、学級編成は、次のとおりとする。

(1) 保育年限

1年保育(5歳児)、2年保育(4歳児)、3年保育(3歳児)、4年保育(満3歳児・2歳児)、5年保育(1歳児)、6年保育(0歳児)

(2) 定員

本園の収容定員は200人とする。なお、利用定員は以下の通りである。

	利用定員
1号認定	60人
2号認定	60人
3号認定	27人

(3) 学級編成

学級	利用定員(1号)	利用定員(2号)	利用定員(3号)
0歳児	—	—	3人

1歳児	—	—	6人
2歳児	—	—	18人
満3歳児	12人	—	—
3歳児①	18人	—	—
3歳児②	18人	—	—
4歳児①	18人	—	—
4歳児②	18人	—	—
5歳児①	18人	—	—
5歳児②	18人	—	—

(教育・保育の内容)

第6条 教育・保育の内容は、幼稚園教育要領および幼保連携型認定こども園教育・保育要領に従い、本園の教育理念・教育方針等を踏まえて園長が別に定める。

(教育週数、時間)

第7条 教育週数は、毎年39週を下らないものとする。

2 1日の教育時間は、第12条の規定通りとする。

(職員組織及び職務)

第8条 本園の職員組織及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、教諭等の人数については、在籍園児数により変動するものとする。

- (1) 園長 1名  
教育及び保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに、一体的な管理運営を行う。
- (2) 副園長 1名(必要に応じて配置する)  
園長の補佐及び園の管理を行う。
- (3) 主幹保育教諭 1名  
教育・保育の実践の指揮をする。必要に応じて園児に教育・保育を実施する。また、教育・保育研修の管理運営を行い、教育・保育の質の向上を実施する。
- (4) 保育教諭 (常勤)14名以上(時短勤務正職含む)  
(非常勤)学園として必要と思われる人数(保育士を含む)  
保育教諭および保育士は、教育課程および保育課程に基づき、園児に教育及び保育を一体的に実施する。
- (5) 看護師 1名(必要に応じて配置する)  
乳幼児の健康管理、保健指導等を行う。
- (6) 栄養士 1名  
乳幼児の発達段階に応じた献立の作成、給食・おやつを提供および食育に関する活動等を行う。
- (7) 調理員 (必要数を配置する)  
献立に基づく給食等の調理業務および食育に関する活動等を行う。
- (8) 事務職員 2名  
本園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。
- (9) 園医 1名(職務を外部に業務委託する)  
園医は、園児の定期健康診断、園児の健康管理に係る相談、応急処置等の指導・助言を行う。
- (10) 園歯科医 1名(職務を外部に業務委託する)  
園歯科医は、園児の定期健康歯科健診、フッ化物洗口に必要な備品等の販売、本園がそれらを実施するにあたっての指導・助言、応急処置等の指導・助言を行う。
- (11) 学校薬剤師(職務を外部に業務委託する)  
乳幼児の健康増進のため、園における環境衛生の維持管理に関する検査・助言・指導および本園職員を通して健康相談や保健指導を行う。
- (12) その他

教育保育の質の向上に必要な職員(スクールバス運転手・用務員等)

(学年及び学期)

第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる

2 学期は、次の3学期に分ける

第一学期 4月1日から8月31日まで

第二学期 9月1日から12月31日まで

第三学期 1月1日から3月31日まで

(土・日・祝日等により、各学期の始業日と終業日は前後することがある)

(教育・保育の提供を行う日)

第10条 本園の教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

(教育・保育の提供を行わない日)

第11条 本園の教育・保育を提供しない日は次のとおりとする。

(1) 子ども子育て支援法第19条第2号および第3号の子ども(2号認定児および3号認定児)

(ア) 日曜日

(イ) 国民の祝日に関する法律

(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(ウ) 年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)

また、この規定は新2号認定児にも適用することとする。

(2) 子ども子育て支援法第19条第1号の子ども(1号認定児)への教育の提供については第10条及び前項の規定に関わらず、次の休業日を加える。

(ア) 土曜日

(イ) 夏季休業 7月21日から8月31日まで

(ウ) 冬季休業 12月25日から1月7日まで

(エ) 学年末休業 3月21日から3月31日まで

(オ) 学年始休業 4月1日から4月3日まで

(カ) その他各種職員研修・行事・当日の職員配置可能人数等で園長が特に必要と認めた日

(土・日・祝日等により、夏季・冬季・学年末・学年始休業は前後することがある)

2 本園は前項(1)の規定に関わらず、以下の日を家庭保育協力日とする。

① 4月1日(4月1日が日曜・国民の祝日に関する法律に規定する休日の場合は4月2日となる)

② 8月13日から16日まで

③ 1月4日から6日まで

④ スポーツフェスティバル1号認定児振替休日

⑤ 3月30日・31日

⑥ 当日の職員配置可能人数により園長が特に必要と認めた日

(⑥は一部の学年・クラス対象とする場合もあり得る)

3 本園は、第1項の規定に関わらず、教育・保育を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に教育・保育を提供し、あるいは、本来教育・保育を提供する日に教育・保育を提供しないことがある。当園行事のために本来教育・保育を提供する日に教育・保育を提供せず振替休日とする場合には、あらかじめ年間行事予定やおたより等で保護者に周知することとする。

4 本園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、教育・保育を行わないことがある。

(教育・保育を提供する時間)

第12条 本園の教育・保育を提供する時間は次のとおりとする。

(1)教育時間認定(1号認定)に係る教育時間(5時間)

曜日	教育時間	一時預かり保育(早朝)	一時預かり保育(夕方)
平日	9:00~14:00	7:30~8:30	14:30~18:30
土曜日	—	—	—

※上記に加え、土曜日および長期休業日も一時預かり保育を実施する。利用対象者・申し込み方法・利用可能時間・料金等については別表3を参照。

(登園時間\*)8:30~9:00 (降園時間\*)14:00~14:30 \*学年・クラスにより異なる

(2)保育短時間認定(2号短時間認定・3号短時間認定)に係る保育時間(8時間)

曜日	保育時間	一時預かり保育(早朝)	一時預かり保育(夕方)	短時間延長利用
平日	8:00~16:00	—	—	別途600円必要
土曜日	8:00~16:00	—	—	別途600円必要

(3)保育標準時間認定(2号標準時間認定・3号標準時間認定)に係る保育時間

(平日:11時間/土曜日:10時間)

曜日	保育時間	一時預かり保育(早朝)	一時預かり保育(夕方)	短時間延長利用
平日	7:30~18:30	—	—	—
土曜日	7:30~17:30	—	—	—

2 前項の規定に関わらず、入園後以下のスケジュールで慣らし保育を行うこととする。

(1) 0~2歳児クラス

- ① 入園式翌日から3日目までは9:00登園および11:00降園
- ② 入園4日目から5日目までは9:00登園および12:00降園(昼食あり)
- ③ 入園6日目から7日目までは8:30登園および15:00降園(昼食・午睡あり、おやつなし。)
- ④ 入園8日目から10日目までは8:30登園および16:00降園(昼食・午睡・おやつあり。)
- ⑤ 入園11日目以降は通常登降園

(2) 満3歳・3歳児クラス

- ① 入園式翌日から3日目までは9:00登園および11:00降園
- ② 入園4日目から5日目までは9:00登園および12:00降園(昼食あり)
- ③ 入園6日目から7日目までは8:30登園および14:00降園(昼食あり)
- ④ 入園8日目以降は通常登降園(一時預かり保育利用可)

(3) 4・5歳児クラス

- ① 入園式翌日から3日目までは9:00登園および11:00降園
- ② 入園4日目から7日目までは8:30登園および14:00降園(昼食あり)
- ③ 入園8日目以降は通常登降園(一時預かり保育利用可)

ただし、2・3号給付認定児対象で、保護者の仕事の都合により、第11条2項①および土曜日を除いた入園前日までに保育の提供を希望する場合は、保育を提供する。その場合、保育提供時間は9:00(登園)から11:00(降園)とする。

途中入園の場合は入園当日より慣らし保育とし、転園児については保護者とクラス職員間で相談後、期間短縮の可能性がある。

ただし、上記の慣らし保育のスケジュールは、園児の状況によっては延長する場合がある。

3 3号短・標準時間認定のうち、0歳児クラスについては第1項及び第2項の規定に関わらず、次の通りとする。

(1) 入園可能月齢を生後8カ月からとする。

(2) 1歳の誕生日前日までは土曜日の利用は不可

4 1号認定(一時預かり保育利用者を除く)、2号短・標準時間認定、3号短・標準時間認定のいずれも、原則として前項の教育・保育終了時間内に限り、当園の教育・保育を利用可能とする。

5 2号短時間認定および3号短時間認定については、やむを得ない事情が発生した場合は、前項の

規定の限りではなく、7:30～8:00および16:00～18:30の時間帯に「短時間(保育)延長」が利用可能となる。その場合、利用料金は一律 600 円(朝・夕利用しても 600 円)となる。ただし、短時間(保育)延長利用希望者は、ルクミー連絡帳アプリを通して事前連絡が必要となる。

(提供する教育・保育等の内容)

第13条 本園は、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼稚園教育要領および幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、本園の建学精神に基づく幼児教育・保育の理想の実現を目指し、良質な幼児教育・保育の提供を行う。具体的には、幼稚園教育要領および幼保連携型認定こども園教育・保育要領に示された5領域(健康、人間関係、環境、言葉、表現)のねらいが達成されるように各領域をバランスよく指導する。

(1) 第12条において規定する時間において提供する教育・保育。

(教育理念、教育方針については、第3条について示す通りである)

(2) 特別教室(別表1に記載)

(3) 子育て支援事業

本園は、地域の子育て支援事業として、次の事業を実施する。

- ① 未就園児親子支援事業(りんごくらぶ・いちごくらぶ・親子登園)
- ② 子育て相談事業
- ③ 特別支援の必要と思われる親子支援
- ④ 園庭の開放
- ⑤ 育児講座・講演会
- ⑥ 子育てサークル等との連携
- ⑦ 育児通信等の作成・配布(掲載)
- ⑧ すげうちマルシェの開催

(4) 一時預かり保育事業(幼稚園型Ⅰ)

本園在園(1号・新2号認定)見向けの子育て支援事業として、本園は毎年山口市と委託契約を締結し、当事業を実施する。

(5) スクールバス送迎

朝と帰りに通園バスを大内ルートおよび中央部ルート(吉敷・湯田・平川・宮野・白石・大殿方面)の2便運行する。ただし月単位での利用(片道のみ利用も可)とする。乗降場所や乗降時間およびルートについては利用希望者の住所、周囲の交通量や道路の幅員等を総合的に鑑みて最終的に園が判断・決定するものとする。利用開始(終了)希望者は、利用開始(終了)月の前月の10日までに「バス利用開始(終了)届」を提出することとする。なお、4月から1年間継続利用申し込み者を優先にルートや時刻表を作成するため、自宅の場所によっては利用不可や、乗降場所や時間が希望通りとならない場合がある。バス利用は月額制のため、月途中での利用終了でも日割り計算はしない。山口市中央部(吉敷・湯田・平川・宮野・白石・大殿地区)に住所があり、利用を希望する場合は園から指定された複数の乗降場所の内から選んで利用することができる。バス利用者は、ルクミー連絡帳アプリより毎朝7:15までに送信する必要がある。

(6) 給食の提供

本園が給食を委託している株式会社LEOCより給食とおやつを提供を行う。(3歳未満児は午前もおやつを提供あり)給食およびおやつ料については別表2参照。なお、食物アレルギーのある幼児については、事前に園所定の様式にて届け出が必要となる。

(7) その他教育・保育に係る行事等

(支給認定保護者から受領する利用者負担、その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額)

第14条 本園の利用にかかる納付金は、山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例により、次の通りとする。

(1) 利用料等については別表2に記載の通りである。

(2) 一時預かり保育料については別表3に記載の通りである。

(3) 支払い方法

上記納付金は、園指定銀行(山口銀行)の口座より毎月15日(15日が土・日・祝日の場合は翌

日)に利用料等が引き落とされる。なお、その月の引き落とし金額及び内訳については月初(10日頃)に通知する。なお、利用料等が引き落とし日に園届け出口座より口座引き落としができなかった場合は、事務手数料として300円徴収することとする。

(利用の開始[入園]・終了[修了・転園・退園]、表彰、評価等に関する事項)

第15条 本園の利用の開始・終了・表彰・評価に関しては次の通りとする。

(1) 入園許可

入園は、園長がこれを許可する。

(2) 入園手続

入園希望者(1号認定)は、所定の書式に必要事項を記入し、入園受付準備金および新入園児受入のための施設環境維持費を添えて、原則、願書受付期間内に園長に提出する必要がある。なお、市外・県外からの保護者の転勤、出産の事情がある場合はこの限りではない。また、願書受付期間は決定次第、本園のホームページ上で周知する。

(3) 入園選考基準および選考方法

本園への入園を希望する園児の保護者は入園願書ならびに関係書類を園長に提出するものとする。

① 1号認定

保護者は、園を通じて入園の際に市町村に認定の申請を行うこととする。

ア 本園は、次のいずれかに該当するときには、本園の入園を拒むことができる。

(Ⅰ)利用定員に空きがない場合

(Ⅱ)利用定員を上回る利用の申し込みがあった場合

(Ⅲ)本園の教育・保育方針及び運営方針にご理解いただけない方

(Ⅳ)当該入園志望者に特別な事情があると認められ、本園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合

(Ⅴ)園児の状態に応じて適切な教育・保育が困難である場合は入園を認めない場合がある。

イ 利用定員を超える入園申し込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、入園者を内定する。

(Ⅰ) 現在在籍している者の**兄妹児**は優先して入園させる。

(Ⅱ) その他の者は、面接により選考する。

② 子ども子育て支援法第19条第2号の子ども(2号認定児)及び同法第19条第3号の子ども(3号認定児)

(Ⅰ)保護者は入園の際に市町村に認定の申請を行う。

(Ⅱ)市町村との調整により入園の可否を決定する。

(Ⅲ)調整が不要な場合は、保護者の状況を鑑み園が決定する。

(Ⅳ)入園が認められない場合は保護者にその旨を通知する。

(Ⅴ)園児の状態に応じて適切な教育・保育が困難である場合は入園を認めない場合がある。

(4) 利用手続

入園内定者は、本園の利用開始にあたり市町村より支給認定を受け、必要な事項を記載した書面を確認の上、利用にかかる契約を結ぶものとする。

(5) 転園・退園・休園及び利用の終了について

① 他園に転園を希望する者があり、園長においてこれを適当と認めるときはその理由を具し、転園先の園長に転園の手続きをとる。

② 他園から本園に転園を希望する者があるときは、園長は、先方の園長から転園の手続きがあり、かつ本園に欠員のある場合には、転園を許可することができる。

③ 利用期間中での退園(転園を含む)及び休園を希望する場合は、退園及び休園を希望する月の前月10日までに園長へ退園届または休園届を提出するものとする。ただし、休園を希望する場合で何らかの事情で休園を希望する月の前月10日までに休園届を提出することが難しい場合は、可能な限り迅速に提出することとする。

④ 病気その他の理由により、他の園児に悪影響を及ぼすおそれのある者は、退園又は休園させることがある。

本園は、以下の場合や園児には教育・保育の提供を終了、退園を命ずることができる。

- (Ⅰ) 園児が小学校に就学または保護者から退園届が出されたとき
  - (Ⅱ) 2号認定・3号認定の園児の保護者が、支給要件に該当しなくなった場合
  - (Ⅲ) 実費に係る利用負担金および教育の質の向上を図るための特定負担額が2か月以上未納であるとき
  - (Ⅳ) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき
  - (Ⅴ) 園長が教育・保育上退園の必要を認めるとき
  - (Ⅵ) 本園の教育・保育方針及び運営方針にご理解いただけない場合
- (6) 表彰  
園長は心身の発達が著しい園児、その他園児の模範であると認める園児を表彰することができる。
- (7) 子どもの成長発達の評価  
満3歳以上の各学年の課程の修了は、園児の年齢相当の発達を考え、本園保育教育課程に沿ってその成長の記録を最終学期ごとに所定の様式に記載する。
- (8) 修了  
園長は、園児が本園所定の教育・保育課程を修了したと認めるときは、卒園時に修了証書を授与する。

(嘱託医について)

第16条 本園は、別表4の医療機関と嘱託医契約を締結している。

(緊急時の対応等について)

第17条 本園の教育・保育提供中の園児の緊急時の対応等については以下の通りである。

- (1) 本園は、教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の保護者等に連絡をするとともに、園医又は園児の主治医に相談する等の措置を講じる。
- (2) 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- (3) 本園は、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じる。
- (4) 再発防止のための対策については、必要に応じて保護者に周知する。

(非常災害時の対策について)

第18条 本園の非常災害時の対策については以下の通りである。

- (1) 火災や地震等発生時の対策について  
本園は、火災や地震等発生時の対策に関して消防計画を作成し、火災や地震時等の避難方法や関係機関への通報などの対応及び連携体制を整備し、それらを職員に周知するとともに、定期的に避難及び消火・救出その他必要な訓練を実施する。
  - (2) 土砂災害発生時の対策について  
本園は、園敷地の一部が土砂災害警戒区域に指定されているため、水防法や土砂災害防止法に基づき避難確保計画を作成し、定期的に避難訓練を実施する。
  - (3) 不審者対応について  
本園は防犯マニュアルを作成し、それに基づき定期的に対応訓練を実施する。
- 2 避難訓練年間計画に基づき、前項に規定した非常災害時に備えた訓練のいずれかを毎月実施する。なお、そのうち1回は、保護者引き渡し訓練を兼ねることとする。
  - 3 本園は、学校保健安全法に基づき、学校安全計画や第1項に規定した非常災害時の対策に加え、園生活全般の様々な危険等の発生を想定した危機管理マニュアルを作成し、教職員が円滑かつ的確な対応がとれるよう努めることとする。

(要望・苦情等に関する相談窓口について)

第19条 本園の要望・苦情等に関する相談窓口については別表5の通りである。

(利用者に対しての保険の種類および内容)

第20条 本園では別表6の保険に加入している。

(虐待の防止のための措置について)

第21条 本園は、子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
  - (2) 職員による園児に対する虐待等の行為の禁止
  - (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
  - (4) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 前項第2号における虐待等の行為とは、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する行為をいう。
- 3 本園は、教育・保育の提供中に、本園の職員又は養育者(保護者等園児を現に養育する者)による虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに、前項の規定に従い、児童相談所等適切な機関に通告する。

(記録の整備について)

第22条 本園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 特定教育・保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第19条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (6) 認定こども園こども要録(指導および保育に関する記録)

当該園児が小学校を卒業するまでの間保存する。ただし、入園、卒園等の学籍に関する記録については、20年間保存する。

(秘密保持のための措置について)

第23条 本園に従事する職員(退職後も含む)が、正当な理由がなく、その業務上知り得た本園を利用する園児・幼児及びその保護者(関係者も含む)の秘密を漏らしてはならないものとする。(ただし教育・保育施設、小学校等との接続などで、園児・幼児及びその保護者(関係者も含む)の情報提供が必要な場合を除く。)

(本園の利用に当たってのその他の留意事項)

第24条 その他の留意事項については別紙2に記載の通りである。

(健康管理・衛生管理について)

第25条 本園では、園児に対する健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて実施する。

- 2 本園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

(保護者に対する支援について)

第26条 本園は、障害や発達上の支援を必要とする子どもとその保護者に対して、十分な配慮のもと保育や支援を行う。子どもや保護者に対しては、成長に対する正しい認識ができるよう支援を行う。

- 2 本園は、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの快適で健康な生活が維持できるよう、保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。

(業務の質の評価について)

第27条 本園は、教育・保育の質の評価を行うとともにその改善を図り、教育・保育の質の向上を目指す。

2 保護者の中から学校関係者評価委員を任命し、年2回学校関係者評価委員会を開催する。

3 全保護者対象の保護者アンケート、教職員及び本園全体の自己評価を年1回実施する。

4 学校関係者評価委員会において前項3の内容に関して審議した後、学校関係者評価報告書を作成し、その結果を公表する。

<旧園則 附則>

(1) この園則は、昭和59年4月1日から施行する

(2) この園則の第4条は昭和63年4月1日から施行する

(3) この園則の第4条及び第20条は平成元年4月1日から施行する

(4) この園則の第4条及び第9条(3)は、平成5年4月1日から施行する

(5) この園則の第6条、第9条(3)及び第20条(2)は、平成7年4月1日から施行する。

(6) この園則は、平成14年4月1日から施行する

(7) この園則は、平成15年4月1日から施行する

(8) この園則の第20条第1項(5)は、平成16年4月1日から施行する

(9) この園則の第20条第1項(4)は、平成17年4月1日から施行する

(10)この園則の第1条第1項は、平成20年4月1日から施行する

(11)この園則の第20条第1項(1)(2)(3)及び(5)並びに(6)は平成23年4月1日から施行する((1)を改正、(3)を加入、(3)を(4)とし、以下を繰り下げる)

(12)この園則の第20条第1項(1)(2)の改正は平成27年4月1日以降の入園児から適用する 平成27年3月31日以前の入園児は従前の通りとする

(13)この園則の第20条第1項(2)の改正は平成30年4月 1 日以降の入園児から適用する 平成30年3月31日以前の入園児は従前の通りとする

(14)この園則の第20条第 1 項(2)の改正は平成31年4月 1 日以降の入園児から適用する

(15)この園則の第20条第1項の改正は令和元年10月1日から適用する

<旧運営規程 附則>

この規程は令和元年9月26日から施行する

この規程は令和2年1月1日から施行する

この規程は令和2年1月16日から施行する

この規程は令和2年2月26日から施行する

この規程は令和2年4月 1 日から施行する

この規程は令和2年9月1日から施行する

この規程は令和4年4月 1 日から施行する

この規程は令和5年4月1日から施行する

<園則(運営規程) 附則>

この園則(運営規程)は、令和5年4月1日から適用する

この園則(運営規程)は、令和6年4月1日から適用する

この園則(運営規程)は、令和7年4月1日から適用する。

この園則(運営規程)は、令和8年4月1日から適用する。

別表1

## 第13条(2) 特別教室について

	教室名	内容
【正課】	サッカー教室	4歳児・5歳児クラスが対象。プラシア山口職員(当園職員)の指導のもと、月1回程度水曜に実施(6月～10月を除く)
	英会話教室	4歳児・5歳児クラスが対象。 ECCジュニアの日本人講師の指導のもと、年間10回実施。
	プール遊び	4歳児・5歳児クラスが対象。 山口市小郡屋内プールにて各クラス5月～11月頃にかけて実施。
	体操教室	4歳児・5歳児クラスが対象。カワイ体育教室のコーチの指導のもと、月2回程度火曜に実施(4月・8月を除く)
【課外】	英会話教室	4歳児・5歳児クラスの希望者及び、本園を卒園した小学校1～6年生の希望者が対象。 ECCジュニアによる英会話教室。 ※実施日・料金、入会方法など詳しくはECCジュニアに問い合わせのこと。
	学研教室	3・4・5歳児クラスの希望者が対象。 株式会社学研エデュケーショナルが実施。 ※実施日・料金、入会方法など詳しくは株式会社学研エデュケーショナルに問い合わせのこと。
	スイミングスクール	満3～5歳児クラスの希望者が対象。 SSS スポーツプラザ大内が毎週水曜・木曜に実施。当園からスクール会場のSSS スポーツプラザ大内までは、送迎バスの利用可能。スクール終了後のお迎えはSSS スポーツプラザ大内まで保護者が行う。 ※その他の料金、入会方法など詳しくはSSS スポーツプラザ大内に問い合わせのこと。

別表2

## 第14条(1) 利用料等

区分	費目・徴収理由	金額
基本負担額 (利用者負担額)	保育料(月額)	① 1号・2号認定 25,700円 ただし、幼児教育・保育の無償化により無料となる。 ※満3歳児については、3歳の誕生日の前日からの助成となる。 ②3号認定(第2子以降無償) 「山口市教育・保育利用者負担額表」記載の利用者負担額となる。毎月当園が直接徴収する。
教育の質の向上を図るための特定負担額 ※①～⑥は1～3号すべての園児が対象 ※⑦・⑧は4歳児・5歳児クラスのみ対象	①特定職員配置費(月額) (必要に応じて1学級に補助の職員を配置するため)	1,000円
	②教材費(月額) (特別文具・造形備品・楽器等特別活動で使う教材費)	1,000円
	③光熱水費(月額) (一般保育生活以上にかかる費用)	1,000円
	④施設環境充実費(月額) (快適な教育・保育環境維持のための費用)	2,000円

※⑨・⑩は入園手続き時に納付  ※①～⑥については毎月(8月を含む)納付	⑤食育環境充実費(月額) (給食関係における人員配置、機器備品、食育行事などの認可最低基準以外の運営費)	1,000円																		
	⑥ICT 利用費(月額) (園生活における教育・保育の質の向上や園と利用者との連携を図るために使用する ICT の維持管理費)	(1・2号認定児および2歳児クラスの3号認定児)250円 (0歳児クラスの3号認定児)500円																		
	⑦特別教育充実費1(月額) (体操教室(正課)のレッスン費用)	500円 ※4歳児・5歳児のみ。4月・8月は除く																		
	⑧特別教育充実費2(月額) (英会話教室(正課)のレッスン費用)	500円 ※4歳児・5歳児のみ。8月・3月は除く																		
	⑨入園受付準備金 (入園に係る説明広告・印刷物・人件費)  ⑩新入園児受入のための施設環境維持費 (保育室・園庭・遊戯室メンテナンス等)	10,000円  5,000円																		
実費徴収	①スクールバス代(月額) ※利用者のみ	3,000円(片道のみ1,500円) ※2人目以降1人につき2,000円(片道のみ1,000円)																		
	②給食費	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>午前おやつ</th> <th>昼食</th> <th>午後おやつ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号認定</td> <td>無料*2</td> <td>無料*2</td> <td>無料*2</td> </tr> <tr> <td>1号認定</td> <td>—</td> <td>320円*3</td> <td>80円*1</td> </tr> <tr> <td>2号認定</td> <td>—</td> <td>320円*3</td> <td>80円</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 一時預かり保育を利用する場合のみ *2 3号認定は完全無料の場合と利用者負担額が発生する場合があるが、利用者負担額の中におやつ代と給食(昼食)費が含まれる。 *3 副食費が免除になる場合がある。ただし、県制度の場合、上限5,000円と実際の副食費相当額を比較してどちらか低い方の額が免除額となる。園からの請求額の方が上回る場合はその差額分を当園に支払う。 (副食費)240円/食 上記の詳細については、「山口市教育・保育利用者負担額表」を参照。</p>				午前おやつ	昼食	午後おやつ	3号認定	無料*2	無料*2	無料*2	1号認定	—	320円*3	80円*1	2号認定	—	320円*3	80円
	午前おやつ	昼食	午後おやつ																	
3号認定	無料*2	無料*2	無料*2																	
1号認定	—	320円*3	80円*1																	
2号認定	—	320円*3	80円																	
	③日本スポーツ振興センター(年額)(個人負担分)	(1・2号*)200円 (3号*)260円 *5月1日時点での給付認定区分。年度途中入園(所)はその時点の区分に基づく。																		
	④オムツ処分費	300円(3号認定のみ対象)																		
	⑤その他 ①～③のほか、本園の利用において通常必要とされるものに係る費用については、実費を徴収する。 (絵本代、遠足等) 〈例〉卒園記念品代:3,000円(5歳児クラスのみ) 新年度用品代:4,000～8,000円程度 ※学年によって多少異なる。 制服代:サイズ・金額および購入方法等については別紙1を参照																			

その他の費用	特別教室【正課】	① サッカー教室 250 円／回
		② プール遊び (参考)155 円／回 ※R7 年度実績
	特別教室【課外】	① 英会話教室 (4・5歳児および小学校6年生までの本園卒園児対象) ECCジュニアと保護者の方との契約となるため、詳細については、ECCジュニアに問い合わせのこと。
		② 学研教室 (3・4・5歳児対象) 株式会社学研エデュケーショナルと保護者の方との契約となるため、詳細については、株式会社学研エデュケーショナルに問い合わせのこと。
		③ スイミングスクール (満3～5歳児対象) SSS スポーツプラザ大内と保護者の方との契約となるため、詳細については、SSS スポーツプラザ大内に問い合わせのこと。

※実費徴収及びその他の費用および制服については、令和8年4月1日現在の金額となる。

※入園手続き時に納付された入園受付準備金および新入園児受入のための施設環境維持費については、入園を辞退した場合でも返還しない。

### 別表3

第14条(2) 一時預かり保育料

1号認定児

① 平日

時間	料金	備考
7:30~8:30	100円	※15:00におやつ提供
降園後~18:30	450円	(左記の料金とは別におやつ代80円必要)

② 休日(土曜のみ)※就労家庭対象・要事前申し込み

時間	料金	備考
7:30~12:00	600円	※昼食および 15:00 におやつ提供 (左記の料金とは別に昼食費 320 円およびおやつ代 80 円必要)
12:00~17:00	600円	
17:00~17:30	100円	

③ 長期休業日

時間	料金	備考
7:30~12:00	500円	※昼食および 15:00 におやつ提供
12:00~18:30	500円	(左記の料金とは別に昼食費 320 円およびおやつ代 80 円必要)

## 別表4

## 第16条 嘱託医・歯科医・薬剤師について

## (1)小児科

医療機関の名称	こぐま診療所
医院長名	寺地 真一
所在地	山口市大内中央2丁目5番15号
電話番号	083-941-3122

## (2)歯科

医療機関の名称	このはな歯科医院
医院長名	吹田 猛
所在地	山口市大内長野675-1
電話番号	083-902-6450

## (3)学校薬剤師

医療機関の名称	チューリップ薬局
学校薬剤師名	田村 和文
所在地	山口市亀山町6-2
電話番号	083-934-3125

## 別表5

## 第19条 要望・苦情等に関する相談受付・解決体制について

本園ご利用 相談受付	<p>〈要望・苦情相談受付担当者〉 各クラス担当職員・主幹教諭 神園 彰子・副園長 阿野 季枝</p> <p>〈要望・苦情相談解決責任者〉 園長 阿野 圭太郎</p> <p>〈受付時間〉 当園開園時間内</p> <p>〈電話番号〉 083-927-0303</p> <p>相談受付担当者および相談解決責任者が不在の場合は、その他の本園職員が担当するものとする。</p>	
第三者委員	(1)阿部 正二郎	<p>〈電話番号〉090-3373-6453</p> <p>※土・日・祝日を除く、平日9:00～17:00の間に電話相談のこと。</p> <p>〈役職〉大内まちづくり協議会 事務局長</p>
	(2)谷口 正純	<p>〈電話番号〉090-4583-1327</p> <p>※土・日・祝日を除く、平日9:00～17:00の間に電話相談のこと。</p> <p>〈役職〉社会福祉法人 つよし会 施設長</p>
解決体制	<p>(1)苦情相談申出人(保護者)が電話またはルクミー個別連絡機能より要望・苦情等を相談する (第三者委員への直接苦情・相談への申し出可)</p> <p>(2)相談内容により担当クラス職員もしくは主幹教諭が受付をする</p> <p>(3)相談内容により担当クラス職員もしくは主幹教諭で対応が可能な案件は対応し、その結果を要望・苦情相談解決責任者へ報告する。対応が難しいと判断した場合も、責任者へ報告する</p> <p>(3)に関しては、さらに以下の手続きで対応する。</p> <p>①要望・苦情相談解決責任者は相談内容を精査し、必要と判断した場合に、第三者委員(苦情相談申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く)へ報告する。</p> <p>②要望・苦情相談解決責任者は、要望・苦情相談受付担当者同席のもと、苦情相談申出人と原則対面にて話し合い、解決に努める。その際、苦情相談申出人は、</p>	

	<p>第三者委員の助言や立ち合い*1を求めることができる。なお、第三者委員の立ち合いによる話し合いは、次により行う。</p> <p>i) 第三者委員による苦情・相談内容の確認</p> <p>ii) 第三者委員による解決案の調整・助言</p> <p>iii) 話し合いの結果や改善事項等の確認</p> <p>*1 立ち合いが可能な第三者委員は阿部 正二郎氏とし、谷口 正純氏はメールやその他の手段にて解決案の調整・助言を行う。ただし、阿部 正二郎氏についても、日程その他急を要する場合等には、立ち合いではなくメールやその他の手段となる場合もある。</p>
--	--

別表6

第20条 利用者に対する保険の種類および内容

(1) 災害共済給付(全園児対象)

保険の種類	災害共済給付
保険の内容	独立行政法人日本スポーツ振興センター
	本園の管理下における負傷・疾病・傷害・死亡に至った場合が対象になる。

(2) 園賠償責任保険(1・2・3号認定児対象)

保険の種類	園賠償責任保険(ほいくのほけん・こどもえんのほけん)
保険の内容	東京海上日動火災保険株式会社
	本園の管理下における保育活動や行事等において傷害・通院・入院・死亡・後遺障害に至った場合が対象になる。

(3) 園児団体障害保険(1・2・3号認定児対象)

保険の種類	園児団体障害保険(ほいくのほけん・こどもえんのほけん)
保険の内容	東京海上日動火災保険株式会社
	本園の管理下における保育活動や行事等および通園往復途上において治療・通院・入院・障害死亡・後遺障害に至った場合が対象になる。